

令和4年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和4年12月20日 午前10時00分 開会
午後 4時22分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 7番 吉村始 8番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 議第63号 葛城市職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第2 議第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第3 議第62号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第64号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第65号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第66号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第67号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第61号 葛城市手話言語条例を制定することについて
- 日程第9 議第68号 工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事）
- 日程第10 議第69号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第11 議第70号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第12 議第71号 令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第13 議第72号 令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議第73号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第15 議第74号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第16 議第75号 令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第76号 葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて
- 追加日程第2 議第77号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 追加日程第3 議第76号 葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて
- 追加日程第4 議第77号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 追加日程第5 発議第6号 葛城市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より、条例の制定と一般会計補正予算が追加議案として提出されましたので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と合わせまして、それらの取扱いについて、12月19日午前9時30分より議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいております。後ほど改めて議会運営委員長よりご報告願いますので、ご承知おき願います。

次に、本定例会中に開催されました総務建設常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について委員長より報告を願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る12月6日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。まず、尺土駅前周辺整備事業については、尺土駅の西に位置する葛下川の橋梁工事は、橋台部分の下部工事が6月末に竣工し、現在は床板部分の上部工事を施工しており、令和5年1月末に完了する予定である。また、橋梁から東側約400メートル付近での道路改良工事についても、令和5年2月末の完了を予定している。橋梁の道路改良工事を施工後、令和5年8月頃には車両の通行が可能となる予定である。

次に、エレベーター設置に係る詳細設計委託業務については、設計が整っており、近日中に近畿日本鉄道株式会社との協議を行い、協議が整い次第、工事委託契約を行う予定となっている。また、事業用地の取得状況については、未契約者1名の方と引き続き交渉を行っているが、同意が得られていない状況で、事業認定を受ける準備も進めつつ、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指している。この事業認定の進捗については、事業の必要性、代替案との比較など、認定庁の奈良県と事前協議を行っており、引き続き早期の認定取得に向けて進めていくという説明がありました。そして、エレベーターの配置と駅前広場の完成までの仮設道路について、平面図を用いて説明を受けました。

委員からは、この計画図を見ると、子どもたちの通学の動線が変わってしまうので、大きな事故につながらないよう慎重に検討していただきたいという意見がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業については、JR架道橋接続部分東側の工事が令和4年10

月31日に完了しており、現在はライフラインの本設工事を施工し、令和6年4月の開通を目指し進めているところである。そのほか、道路改良の未施工部分についても、道路詳細設計を順次実施している。事業用地の取得状況については、前向きに検討している地権者も出てきている。引き続き努力し交渉していきたいという説明がありました。

委員からは、現在の用地の取得状況はどのくらいまで進んでいるのかという問いがあり、約50%であるという答弁がありました。

この答弁を受けて、用地買収については、難しい局面があると思うが、地権者の意向に沿うような形で交渉に努めていただきたいという意見がありました。

次に、契約事務に関する事項についてであります。6月の委員会におきまして、クリーンセンターの契約事務調査報告書が提出され、理事者より再発防止に向けた取組についてご説明をいただいてから約半年が経過いたしましたので、その後の契約事務の改善状況等につきまして報告願いました。

契約事務については、まず、今年1月に契約事務の手引の改正を行った。支払期間を明確にする、予定価格を部長級以上が作成するなどの改善を行った。そのほか、契約管理シートを作成し、課員全員がいつでも閲覧可能な電子フォルダに格納して、支払い漏れや業務の遅滞がないか確認できるようにした。そして、各部長は、契約管理シートの確認を定期的に行うようにし、各課の事務の管理状況についても把握できるようになっている。この契約管理シートは、事業の始まりから支払いまでの状況を確認することができるので、事務の遅滞や失念を防ぐツールになっているという説明がありました。

委員からは、この契約管理シートを活用することにより、契約事務の不手際が発見できているのかという問いがあり、複数の目でチェックを行うことができ、ミスを回避できた事例もあるので、機能していると考えているといった答弁がありました。

最後に、委員からは、このシートを活用して予算執行のスケジュール管理を行うなど、市職員のレベル向上につなげてほしいという意見がありました。

最後に、公共施設マネジメントに関する事項についてであります。理事者からは、9月の委員会で説明した葛城市公共施設等総合管理計画（案）について見直しを行い、第4章、公共施設の管理に関する基本方針の施設評価結果について複数箇所の判定修正を行った。そのため、8月に行ったパブリックコメントについても再度やり直した上で、葛城市公共施設等総合管理計画の改訂を行いたいと考えているという報告がありました。

委員からは、修正された施設評価結果を見ると、継続運用という判定の施設が多く、公共施設の総量最適化につながっていくのか懸念している。施設評価の基準について教えてほしいという問いがあり、建物の評価については、建物の性能、耐震性、法定劣化、法定点検の実施の有無、消防設備、運用費、機能性、立地、利用率・稼働率等で判定している。同じ項目であっても、判定する施設管理者の判断によって隔たりがあったり、ほかの施設との比較によって整合性が判断できずに項目の一部が未入力となったものがあり、前回は正当な評価ができていなかったという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け

加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

梨本議長 次に、会期中に開催されました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

14番、藤井本浩議員。

藤井本県域水道一体化調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

本委員会については、12月16日午前10時10分から開催し、9月28日に開催した前回の委員会からの進捗について理事者より報告願いました。10月13日に第4回、11月29日に第5回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が開催され、また、10月24日から11月21日の間に計5回開催された意思決定プロセス等検討部会については、阿古市長が参加し、葛城市にとって有利な条件が示されたということでもあります。そして、12月13日にマルベリーホールで開催した市民説明会では、188人の参加があり、回収したアンケートから、一体化について反対する意見が大半であったものの、賛成の意見もあったという報告がございました。

次に、今後の葛城市の水道事業について阿古市長から、奈良県広域水道企業団には参加せず、単独経営を継続していきたいという意思表示がございました。この判断に至った理由として、克服しなければならない課題はあるが、葛城市の文化とも言える自己水源を残していきたい。きめ細やかな住民サービスを今後も続けていきたい。市に水道事業の経営権が残るため、独自のまちづくりに生かしていきたいという思いを持っている。葛城市は、ほかの自治体とは異なり、単独経営、県域水道一体化参加のどちらの選択も可能であるので、それなら単独経営を継続することにチャレンジしたいという説明がございました。

この説明を受けた各委員の反応は、市長の判断を尊重するといった肯定的なものでありましたが、今後の水道事業の方向性やビジョンをどう描くのかという質問や、引き続き議会でも課題に向き合うような場を持ちたいという意見がございました。そのため、本委員会におきましては、単独経営を選択したことによる課題というものを抽出しながら、今後、調査を進めていきたいと考えております。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも委員から活発なご意見が出されておりますことを付け加えまして、県域水道一体化調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

梨本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第63号から日程第7、議第67号までの7議案を一括議題といたします。

本7議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第63号、議第60号、議第62号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号の7議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第63号及び議第60号の2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、級別職務分類表の4級に新たに創設される係長及び調整員の職務内容と職務規定についてという問いがあり、現在の葛城市の事務執行は担当制に近く、業務が特定個人に依存している状況から、職員ごとの主な役割を明らかにし、事務の責任者として係長を創設するものである。係長は、係内での目標設定、方針決定のほか、スケジュール管理、相談役としての役割や、管理職と課員との調整等を担当する。一方、調整員は、4級以上で役職定年した職員が就くことを想定しており、その豊かな経験を生かして、係長を支え、後進の指導、相談、各種調整などを行うという答弁がありました。

この答弁を受けて、葛城市は、課長補佐も含めて管理職が非常に多いように感じるが、人数調整はどのように考えているかという問いがあり、係長を設けることにより、将来的には課長補佐を含む管理職の数を減らしていきたいと考えている。今年度中に係の整理を行い、全ての係に係長を配置する考えで、令和5年度から導入する予定であるが、当面の間、課長補佐や、場合によっては、調整員が係長を兼務して、今後数年かけて移行していきたいと考えているという答弁がありました。

2議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第62号及び議第64号から議第67号までの5議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

若干の質疑がございましたが、5議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員各位から質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第63号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。日程第2、議第60号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第60号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。日程第3、議第62号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第62号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。日程第4、議第64号について討論に入ります。討論はありませんか。5番、杉本訓規議員。

杉本議員 議第64号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

人事院勧告に伴う議員の期末手当引上げの議案なんですけども、議員の期末手当は、地方自治法第203条の定めにより条例で定めることができますが、期末手当に当たっては、特別職報酬等審議会の対象でないことから、多くの全国の自治体では、人事院勧告の実施による変動による国の指定職に合わせる改定をされているのが実態でございます。2020年1月15日に新型コロナウイルス感染症感染者が日本で確認されてから3年を経過しようとしております。このコロナ感染症で多くの方々が経済的な損失をかぶられております。また、令和4年2月24日に、ロシアがウクライナに対して侵略戦争を起こしたことを端を発して、国内では物価の高騰が進み、国民生活に大きな影響が生じております。このような折に、住民の代表である葛城市議会議員が、人事院勧告に連動した期末手当上昇分を受け取ることはできないものと私は考えております。人事院勧告の算出方法も質問させていただきましたけども、定

かではございません。地域の皆様、葛城市民の皆様に寄り添った算出方法ではないと私は考えております。よって、議第64号、葛城市議会の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに対して、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第64号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに賛成の立場で討論させていただきます。

最近の新聞紙上では、特に若い世代の地方議員の成り手不足が問題となっており、本市においても、令和3年の市議会選挙において無投票となってしまいました。市議会議員を目指すには、家庭の理解とある程度の副業がない限り、生活ができないという現実がございます。つまり、議員報酬は生活給という側面と、議員の職責を果たすための必要最低限のものでありますので、若い世代が市議会議員を目指すことができるよう、本来であれば、待遇等の改善も必要ではございますが、議員報酬の実質的な価値を低下させないためにも、今回の人事院勧告に基づく条例改正については、必要な改正だと判断いたしました。

国内の情勢を考えると、長期間、長く続くコロナ禍の影響や、国際的な情勢等で物価が上昇し、市民の皆様には、明るいお話が聞こえてこない状況ではございますが、議会議員の成り手不足の解消や、報酬水準を維持するため、また、議員個々におきましては、市民の皆様からご理解いただくためにも、市民や市政のためにより一層の努力をすることを肝に銘じまして、私の賛成討論とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 日本共産党の谷原一安です。私は、議第64号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論に参加いたします。

この条例案は、先ほど杉本議員も述べられましたけれども、議員に支払われる期末手当について、人事院勧告に基づく職員の期末手当の引上げに準じて年間支給期末手当を、議員報酬月額3.25か月分を0.05か月分引き上げて3.3か月分とするものであります。先ほど杉本議員がおっしゃったように、議員報酬については、これは地方自治法第203条で支給しなければならないとなっておりますけれども、議員の期末手当については、支給することができるということであって、これについては、極端に言えば支給しなくてもいいわけでありまして。それを決めるのも、議会で決まると、議員自らが決めるということでもありますので、本来慎重にこの問題については決めるべきだと私は思います。

さて、今期にありましては、先ほど、これも杉本議員がおっしゃったように、コロナ禍の物価高騰ということで、本当に国民の生活は困窮度を深めております。その中であって、例えば奈良県内においても、五條市議会、御所市議会では、そうした住民感情に寄り添う姿勢を議会として示すということで、この0.05か月分の引上げについては、これは反対するということを可決いたしました。私は、これは葛城市議会でも同様の姿勢を示すべきではないか

と考えております。この間、葛城市におきましては、国民健康保険税の奈良県単位化に伴って、令和6年度まで大幅な保険税の引上げが、今、毎年行われております。国民健康保険制度には、非正規労働者の方や、あるいは自営業の方など、言ってみれば、ボーナスとは無縁の方々がかこうした保険制度に入っているわけでありまして。議会が引上げをするということ、これは過去ですけれども、国民健康保険の単位化で決めておきながら、議員自らの報酬は議会で上げていく。これでは、私は、市民に対する市議会の姿勢が本当にどこにあるのか。本当に市民から批判されることになろうと思っておりますので、私は到底この案には賛成することはできません。

議員の皆さんのご賛同を賜りますことを心より訴えまして、反対討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第64号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの議員報酬の引上げについては、人事院勧告による公務員の勤勉手当を引き上げるものを議員の期末手当に適用していただくというもので、通常市民の理解を得られない内容だと思うのですが、現状を考えますと、葛城市の議員報酬は県下12の中で11番目、すなわちほぼ最低水準でありまして、その上、政務活動費もいただいておりません。葛城市より高い議員報酬の市においても人事院勧告を適用した同様の改正が行われているところがあり、葛城市が適用しないと、その格差がまた広がることとなります。議員報酬は生活給であり、また、議員活動費としての側面を持っていますので、今般問題となっております地方議員の成り手不足の一因として、議員報酬が低いという要因がございます。よって、抜本的な改革が必要と思われませんが、現在の景気動向を考慮いたしますと、今すぐ取りかかれるものではございません。よって、現在の水準を確保するためにも、この条例改正は必要なものと判断いたします。また、今回の条例改正案に賛成するに当たり、議員一人一人が、市民の幸せのため精いっぱい議員活動をしていかなければならないということを前提といたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

12番、増田順弘議員。

増田議員 私、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからご議論していただいております国際的な問題、それから国内での経済情勢の問題等々が、今回の議員報酬の条例改正に伴うものであるということでございますけれども、本市におきましては、私、2つの反対に対する理由がございます。1つは、昨年実施をされました市議会議員の選挙の無投票という問題でございます。これに関しては、市民の方々から、あらゆる面で市議会に対するご意見を頂戴しておるとというのが1点目。2点目でございます。先日、阿古市長は、県域水道一体化に不参加表明をされました。今後、先ほども説明ございましたように、単独経営によって課題克服をするための財政負担が非常に大きく影響してくるというふうに想定をされます。議会としても、それに伴う財政の一部の負担軽減というふ

うな意味も込めまして、今回の条例案に対しては反対の立場で討論とさせていただきます。
以上です。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、議第64号に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

国民は、長年にわたるコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う、電気、ガス、
原油価格などエネルギー価格の高騰、さらには急激な円安に伴う物価高、多大な影響を受け
ております。このような社会情勢の中、市民の公僕として生きるべき葛城市議会議員として、
このたびの議員報酬に関する人事院勧告を受けての期末手当の引上げに関する議第64号に対
しては反対とさせていただきます。

以上でございます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛
成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第65号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第66号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第67号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第61号及び日程第9、議第68号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第61号及び議第68号の2議案について、12月13日午前9時30分より開催した厚生文教常任委員会において審査した概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第61号、葛城市手話言語条例を制定することについてであります。

質疑では、市内に手話を必要とされる方は何名おられるのか。また、フォローできる職員はいるのかとの問いに対し、聴覚の障害者手帳をお持ちの方は、12月時点で156名、うち、両耳全聾の方が37名おられる。窓口の対応としては、新庄・當麻両庁舎で週1回ずつ、手話通訳者を配置しているとの答弁がありました。

また、手話通訳者の配置の情報は、対象とする全ての方が知っておられるのかとの問いに対し、手話通訳者の配置は以前から行っており、実際に利用されている方は10名程度で、必要な方全てにお知らせしているという答弁がありました。

さらに、これからの市の取組はとの問いに対しまして、手話を知っていただくことから始めたい。まず、市役所職員の研修、そして、学校と連携して子どもたちにも手話を知ってもらう。また、広報でも手話を掲載していくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号、工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事）であります。

質疑では、来年10月までの工期となっているが、授業もあり、どのような手順で工事を進めるのかとの問いに対し、工事中の騒音については、今後、業者と調整していくことになる。車両の進入も、道が狭いので通学時間帯は避けるとの答弁がありました。

また、職員室の配置変更、教室の用途変更とは、との問いに対し、職員室の配置変更については、現在の校長室が広めなので、手狭な職員室を校長室寄りに広げる。また、教室の用途変更については、コンピューター室を音楽室に、LL教室を談話室に変更するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておりますことを申し添えて、厚生文教常任委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第8、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 議第61号、葛城市手話言語条例を制定することに賛成の討論を手話で行います。

私は、これからの社会に手話というものがとても必要だと思い、今年6月から手話入門講座を申し込み、手話の勉強をしてまいりました。聾者の方々にとって手話は第1言語であります。手話でコミュニケーションというものを一番に取られるのが手段とされます。しかし、手話を理解、分かる人は少ないです。この条例が、形だけでなく、葛城市民の皆さんに知っていただき、学ぶ場を増やすなど、整備をお願いいたします。聾者の方々が、明るく、生き生きと生活を、また仕事をされることを浮かべ、私の賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第68号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第68号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第69号から日程第16、議第75号までの7議案を一括議題といたします。

本7議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る12月6日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第69号から議第75号までの7議案につきまして、12月15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第69号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてであります。

質疑では、議会費の人件費で、人事院勧告に伴って議員期末手当が増額となっているが、人事院勧告等の基本データ調査対象となる民間事業所はどのようなところか。また、葛城市内の事業所は調査対象となっているのかという問いに対し、人事院の調査は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所のうち、約1万1,800民間事業所の約45万人を調査している。一方、奈良県の人事委員会では、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内事業所から抽出した99事業所について、本年4月分の給与等の調査を実施している。なお、調査対象の事業所は公表されていないので、葛城市内の事業所が対象となっているかどうかは分からないとの答弁がありました。

この答弁を受け、対象となる事業所を調査しているとのことだが、民間の会社の全体的な傾向としてはあまり格差を感じられないので、今回の期末手当の上昇には疑問があるという意見がありました。

次に、総務費、一般管理費の各種相談事業として訴訟弁護士委託料が計上されているが、これが企画政策課と農林課それぞれで担当する訴訟の最終分になるのか。また、これまでどれくらいの費用を使っているのかという問いに対し、道の駅の関連訴訟と加守地域保全向上委員会関係訴訟の両方ともに最終となる。また、これまでの費用としては、道の駅の関連訴訟で総額2,100万7,755円、加守地域保全向上委員会関係訴訟のほうで63万7,000円となっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、弁護士費用はどのように決まっているのかという問いがあり、道の駅の関連訴訟の弁護人に対する報酬金額については、弁護士事務所の契約に基づき支払うべきと考えているが、今回の予算計上した金額を支払うということではなく、弁護士と協議を行い、費用を下げてもらう方向で調整しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの弁護士にも相談するなどして適正な金額を把握し、交渉を行うこ

とを検討してほしいとの要望がありました。

続いて、民生費、保育所費の市立保育所管理事業として修繕料が計上されているが、その内容はという問いに対し、當麻第1保育所と磐城第1保育所において漏水が発生したことに伴う修繕など、予期せぬ緊急修繕が幾つか発生し、当初予定していた修繕費に対し予算不足が生じたため増額補正するものであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、今後、民間の認定こども園ができていくという話もある中、磐城第1保育所等を大規模修繕するというわけにもいかず、緊急修繕という対応は仕方ないと思うが、そのように運用していくのなら、各保育所にしっかりと緊急修繕の予算をつけたほうがよいのではという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号、令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号、令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、給食の原材料費が上がるということで今回の補正となったと思うが、市町村によっては給食費の値上げという形で対応したところもある中、葛城市が給食費を抑えるという判断をした理由は何かという問いに対し、今回の材料費の値上げに伴う補正予算については、令和4年度内のことであり、令和4年度内に給食費の値上げを行うことは調整が困難であるため、今回は、地方創生臨時交付金を活用して、値上げをせずに対応することにしたとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、修繕件数が増加した理由はという問いに対し、6月に生じた減圧弁の故障により、寺口受配水池、屋敷山系統の水圧が上昇したことに伴う修繕が24件発生したことや、そのほかの修繕もあり、その影響で450万円の増額補正を行うものであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、減圧弁の故障は経年劣化によるものかという問いがあり、減圧弁の故障の原因は、経年劣化によるものであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、原因が経年劣化であるならば、このような事故を踏まえ、耐用年数を超えている減圧弁の修繕は急がなければならないと思う。経年劣化で事故が相次ぐといったことがないように日常の管理をお願いするという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第75号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第69号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第69号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第70号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第70号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第71号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第72号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第72号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第73号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第74号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第74号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第75号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

開会の際にご報告いたしました条例制定及び補正予算の追加議案と、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等の取扱いについて、議会運営委員会においてご協議いただいておりますので、その概要について議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、また、市長より、議第76号、葛城市個人情報情報の保護に関する法律施行条例の制定及び議第77号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第7号）が追加議案として提出されたことを受けまして、去る12月19日、議会運営委員会を開催し、それらの取扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その内容についてご報告を申し上げます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項、道の駅に関する事項、入札・契約事務に関する事項、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項、多面的機能支払事業交付金事務に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項、この6項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がございました。

また、厚生文教常任委員会からは、ゴミ収集運搬処理に関する事項、住環境の改善に関する事項、就学前児童の保育と教育に関する事項、ICT教育に関する事項、不登校に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の6項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定をいたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対し閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案の議事日程、審査方法についてでございます。この後、追加議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、追加日程第1といたしまして議第76号の条例制定を議題といたしまして、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。追加日程第2といたしまして議第77号の補正予算を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、この定例会で設置をされております予算特別委員会に付託

し、審査を願います。付託後、本会議を暫時休憩し、総務建設常任委員会、予算特別委員会の順序でそれぞれ委員会を開催願ひ、追加議案についての審査をお願いいたします。両委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、まず議第76号議案を議題とし、総務建設常任委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いいたします。

次に、議第77号議案を議題とし、予算特別委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いいたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

梨本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第4号の追加1を日程に追加し、審議等を行うことにいたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加1を日程に追加し、議会運営委員長の報告のとおり、議案審議等を行うことに決定いたしました。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重に審査いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、追加日程第1、議第76号、葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第76号、葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和3年5月に改正された個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体に関する規定が令和5年4月1日から施行されることに伴うものです。地方公共団体の個人情報保護制度は、改正法の規定が適用されることとなるため、既存の葛城市個人情報保護条例を廃止し、地方公共団体の条例で規定すべき事項等について、新たに本条例を制定するものでございます。主な内容といたしましては、開示請求に係る手数料を従来と同じく無料とすること、開示決定等の期限を従来と同じく開示請求の日から15日とすることなどです。施行日は令和5年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第76号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、追加日程第2、議第77号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第77号、葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,718万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億6,508万6,000円とするものでございます。補正内容につきましては、妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型の相談支援の充実を図るとともに、令和4年4月以降に出産された方に対し、出産・子育て応援交付金を給付するための経費を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第77号議案につきましては、本定例会で設置されております予算特別委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻につきましては、追って連絡いたします。

休 憩 午前 11時21分

再 開 午後 3時45分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告事項を申し上げます。

先ほど補正予算が可決されたことに伴い、道の駅の訴訟に関連して急遽報告したいと理事者側より申出があり、先ほど本会議休憩中に開催されました総務建設常任委員会において所管の調査事項として審査をされておりますので、その審査状況について委員長より報告を願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

午前中の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月20日午後1時より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります道の駅に関する事項について、審査の概要をご報告いたします。

道の駅の裁判が終結したことにより、理事者より裁判費用等の報告があり、委員からは若

千の質疑がございました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

梨本議長 先ほどの本会議休憩中に開催されました総務建設常任委員会所管の調査事項の審査報告は以上であります。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第76号議案及び議第77号議案を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第3、議第76号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 午前中の本会議において上程され、総務建設常任委員会に付託されました議第76号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

議第76号、葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、議第76号について反対の立場から討論いたします。

本条例案は、個人情報の保護に関する法律が令和3年5月に改正されたことに伴い、地方公共団体に関連するところについての同法の施行条例を制定し、併せて関係条例の文言を整理するものであります。反対する理由は、元となっている個人情報の保護に関する法律そのものに問題があるからであります。葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例には、同法の規定を遵守することを求めており、認めるわけにはまいりません。個人情報保護に関する、改正された法律でありますけれども、個人情報の利活用を促進することを目的に、そのことに伴って個人情報の保護を強化するということであります。大きな問

題を抱えております。後ほど、また議会での同じような条例案が出てきますので、その際に詳しくお聞きしたいと思っておりますけれども、匿名加工を施して個人情報を利活用するということではありますが、誰が加工するのか。この加工が民間事業者に委ねられた場合、海外で加工される危険性が大変ありますが、こうした海外へのデータ情報が、個人情報が流出することに問題がないのか。それを防ぐ手だてが本当に取られているのか、この点について大きな疑問を感じざるを得ません。昨年3月、LINEユーザーの個人情報が中国から閲覧可能になっていたことが発覚いたしました。これは2017年に施行された中国国家情報法によって、当局が個人情報を中国国内の企業に対して提供することができるということに基づいて、個人情報の閲覧をフリーにさせていたことから起きました。反対に中国は個人情報保護法を昨年8月に制定し、個人情報の中国国内での保存を義務づけて、海外に出さない厳しい規制を取っております。しかし、日本の主要企業の55%が現在、個人データを海外の第三者に移転していることが、政府の個人情報保護委員会の調査でも判明しております。個人のプライバシーを守り、データ保護を確実にする規制やルール、監督、あるいは監視機関の整備がまだまだ十分でない中で、こうした個人情報の利活用を行うことにすることに日本共産党は反対しております。

以上の理由で、同法に基づく条例改正に反対します。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 2番、横井です。私は賛成討論について言います。議第76号、葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することに賛成の立場で討論させていただきます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律が改正され、国のガイドライン等に基づく、地方公共団体による個人情報保護制度の的確な運用を確保するため、全国的な共通ルールが法律で規定されたことに伴い、葛城市が条例で規定すべき事項を定めるものでございます。旧条例に規定されていましたが個人情報の収集に当たり、禁止する事項や、個人情報の本人からの収集の原則等は本施行条例に規定されておりましたが、これらについては、改正後の個人情報の保護に関する法律に規定されており、その点においては、従来からの個人情報保護の水準が維持されるものであります。また、本条例については、改正後の個人情報の保護に関する法律を葛城市が運用していくに当たり、市独自部分について定めるもので、開示手数料については現状の無料が維持されるとともに、開示決定の期限についても現状の15日以内を維持されております。従来条例による運用と遜色のない内容であると評価しております。今後、この法律の規定を執行していくためにも欠かせない条例であることから、この条例を制定すべきと考え、私の賛成討論とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、議第77号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

先ほど本会議において上程され、予算特別委員会に付託されました議第77号の令和4年度葛城市一般会計補正予算(第7号)につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、出産・子育て応援交付金の交付方法という問いに対し、支給方法としては、妊娠時の方は、妊娠の届けの際、助産師等が相談を受け、その後、妊婦1人当たり5万円を交付します。また、出産時の方は、出産後4か月以内に行う保健師との面談終了後に、出生児に対し5万円を交付しますとの答弁がありました。

この答弁を受け、現金で支給する予定かという問いがあり、国からはクーポン券による支給を推奨されているが、早急に支給する必要があると考え、現金支給で行うことを想定しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されたことを付け加えまして、予算特別委員会の報告といたします。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

梨本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時59分

再 開 午後4時01分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。

先ほどの本会議休憩中に、お手元に配付の葛城市議会の個人情報の保護に関する条例が議員提出議案として提出されました。本案の取扱いについて議会運営委員会においてご協議いただいておりますので、その概要について議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 それでは、先ほど提出のございました発議第6号、葛城市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することにつきまして、議会運営委員会を開催し、その取扱いにつきまして慎重に協議をいたしておりますので、その内容につきましてご報告を申し上げます。

葛城市議会の個人情報の保護に関する条例制定の議員提出議案の議事日程、審議方法につきましては、この後、発議第6号議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、追加日程第5といたしまして発議第6号の条例制定を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。皆様方のご理解賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

追加議案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第4号の追加3を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加3を日程に追加し、議会運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことに決定いたしました。

それでは、追加日程第5、発議第6号、葛城市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

12番、増田順弘議員。

増田議員 ただいま議題となりました発議第6号、葛城市議会の個人情報の保護に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の個人情報保護制度は改正法の規定が適用されることとなりますが、地方公共団体の議会につきま

しては、国会等が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、原則として、その適用を除外されております。そのため、既存の葛城市個人情報保護条例が廃止されると、本市議会の個人情報の取扱いに係る規律がなくなるため、本条例を制定するものでございます。本条例の内容につきましては、改正後の個人情報の保護に関する法律が適用される執行部側との個人情報の取扱いに差異が生じないように、改正法の第5章、行政機関等の義務等の各条に対応するように、個人情報等の取扱いや自己情報の開示の手続等について規定を行っております。本条例の施行日は令和5年4月1日となっております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

梨本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、1つだけ質問させていただきます。

本条例の中にもありますけれども、個人情報を個人が特定できない形に加工して、そして民間の経済活動に利用していくと。そのためのルールを定めるというのが、今回の個人情報保護法の改正の大きな趣旨だろうと思っておりますが、行政においても、また、議会においても統一したルールを定めるということで、議会の個人提案に今回なったものだと考えております。そこで質問ですけれども、行政あるいは議会が持っている個人情報を、個人が特定できない形で匿名加工をするということが大前提になっているわけですけれども、これについては、当然、行政が個人情報を持っているわけですから、行政が個人情報を加工する。そうすれば比較的、情報漏えいについては問題ないかとは思いますが、問題は、情報加工、匿名加工を外部の業者に委託する、こういうことができるのかどうか。そういうことが可能になっているのかどうか。この点について質問します。

梨本議長 12番、増田順弘議員。

増田議員 匿名加工情報の外部委託についてのご質問でございます。外部委託は可能でございます。

議会において委託をするということは考えにくいところでございますが、外部委託については、2つのパターンが考えられるということでございます。1つ目は、議会が保有個人情報を委託して匿名加工情報に加工する場合、これについては、本条例の第9条第2項において、安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないとしております。2つ目でございます。議会が匿名加工情報を取得し、業務に利用するため、分析等を外部委託する場合は、これにつきましては、本条例第16条第3項において、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとしております。

以上でございます。

梨本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 発議第6号、葛城市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて、反対の立場から討論いたします。

反対の理由を述べます。本条例案が国の個人情報保護法の改正に従い制定されるもので、個人情報の保護よりも、むしろ個人情報の利活用に軸足を置いた改正の法律に基づいた条例になっております。私は、個人情報の保護において十分な対策が取られていないと考えております。本条例第16条第2項には、匿名加工情報の漏えいの防止、その他それらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないというふうにあります。しかし、この条項は既に加工された情報に関する規定であります。問題は、元の個人情報から、これら匿名加工情報に加工する際に情報の漏えいを防止するための措置及び安全管理が十分になされているかということであります。

改正個人情報保護法の第43条に、匿名加工情報を作成する際の個人情報取扱事業者の義務を定めております。情報の加工を事業者が行うことが、先ほどの質問にもご答弁ありましたけれども、外部に委託して業者に委託することができるということになっておりますから、そこにおいて、本当に個人情報がちゃんと保護されるのかどうか、こうしたことに対する疑念があるわけであります。そして、この個人情報の加工を委託された業者、先ほども言いましたけれども、今、民間大企業の55%は、個人データの様々な処理を中国で行っております。中国の法令の状態を見ましても、必ずしも日本の国民の個人情報が守られる状態にはなっておりません。したがって、委託された事業者が中国のほうに再委託をすると。中国国内の事業者にも再委託する、そういうことも十分考えられるわけであります。ちなみに議会での説明でありました、これは全国市議会議長会が出しております資料におきましては、この国の法律につきましては、EUのGDPR、一般データ保護規則、これに国際的に到達するぐらいの水準を要請する、そうしなければならないとあるわけですが、実際、今回の法案については、とてもEUのGDPRの規制に及ばない内容になっております。その1つが、加工によってデータが海外で処理される危険性なのであります。

私は、海外での個人情報の漏えいを防止する、そのことが大変重要であると考えております。しかしながら、今回の条例につきましては、こうしたことが担保されていない法律に基づく個人情報の加工ということが行われる可能性がありますので、この点については、私は反

対の立場で意見を述べさせていただきます。しかしながら、本条例につきましては、実際に匿名加工情報を利活用する、業者にそれを提供するということにつきましては、政令指定都市及び都道府県におきましては、こうした情報加工について事業提案を業者から求めることが義務づけられておりますけれども、市町村においては、そうした義務づけはまだありません。したがって、私は、議会におきましても、行政におきましても、情報加工に伴う様々な事業の提案、これを売り渡すということについては、慎重な対応を今後やっていっていただきたいと。また、情報を加工する場合に、これは、ぜひ葛城市で、少なくとも国内で加工されるように留意をしていただきたいと思います。これは要望でありますけれども、根本的には、大変そういう点での個人情報保護するという規制が非常に緩くなっておりまして、以上をもって反対の討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 発議第6号、葛城市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例制定につきましては、先ほど葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例が可決となったことにより、旧の葛城市個人情報保護条例が令和5年4月1日付で廃止されることになること。また、先ほど可決されました葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例では、法律上、議会が除外されることになり、議会の個人情報の保護やその取扱いについて、独自に条例を制定する必要性が生じたことから、このたび議員提案することになったものでございます。

ただいま議員提案されました本条例は、令和5年4月1日施行の、改正後の個人情報の保護に関する法律に準拠して作成されており、今後の個人情報の厳格または適正な取扱いについて必要となる条例であります。本条例が提案されるに当たり、議会全員協議会で、議会事務局が保有する個人情報を議員が保有の目的外に閲覧することなど、禁止されていることについて再確認をいたしました。今後におきましても、議会事務局をはじめ、議員一人一人が個人情報に関する法令を遵守し、本条例の目的であります個人の権利、利益を保護することを誓いまして、私の賛成討論とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出が提出されました。お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る6日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、令和4年度事業の執行並びに令和5年度の予算編成に当たられますように要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月6日に開会されました令和4年第4回葛城市議会定例会が、15日間の全日程を終えさせていただき、本日もちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申しあげました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見等を真摯に受け止め、これからの葛城市の市政運営に活かしてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ僅かとなりました。皆様におかれましては、寒い季節、お体には十分ご留意をいただき、新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

梨本議長 以上で令和4年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時22分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 梨 本 洪 珪

議 会 副 議 長 杉 本 訓 規

署 名 議 員 吉 村 始

署 名 議 員 奥 本 佳 史